

行田観光レンタサイクル利用規約

この利用規約は、お客様が観光レンタサイクルをご利用の際に遵守していただく事項について規定しています。次の事項についてご承諾いただき、レンタサイクルでの小旅行をお楽しみください。

1. 利用申込

各サイクルステーション（観光物産館ぶらっと♪ぎょうだ、JR 行田駅前観光案内所、忍城バスター・ミナル観光案内所、はにわの館）の営業時間内にご来店いただき、「利用申請書」に必要事項をご記入いただきます。その際、身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、学生証、保険証、パスポート、在留カードなど）をご提示ください。

レンタサイクルを利用できる方は、未就学児を除く 6 歳以上で、身長 140 cm 以上の方に限ります。

※お客様の個人情報は、当レンタサイクル業務以外の目的には使用いたしません。

※各サイクルステーション営業時間及び連絡先

- 忍城バスター・ミナル観光案内所 (048-554-8820) : 9:30~16:30 (10:00~16:00)
- JR 行田駅前観光案内所 (048-550-1611) : 9:30~16:30 (10:00~16:00)
- 観光物産館ぶらっと♪ぎょうだ (048-554-1036) : 9:30~17:00
- はにわの館 (048-559-4599) : 9:30~17:00 ※月曜休館

※（ ）内は冬期期間（12月～2月）の営業時間

2. 料金

利用料金は、利用日数、車種に応じた料金を前払いでお支払いいただきます。

- シティサイクル : 500 円／1 日
- クロスバイク : 800 円／1 日
- 電動アシスト : 1,000 円／1 日

3. 自転車の充電

電動アシストについて、利用中にバッテリーの残量が少なくなり、充電が必要となる場合には、4 カ所いずれかのサイクルステーションにお立ち寄りください。

4. 自転車の返却（乗り捨て含む）

原則、各サイクルステーションの営業時間中に返却していただきます。ただし、シティサイクルについては、やむを得ず営業時間中に返却ができない場合には、施錠のうえ、鍵と貸出票を所定の返却 BOX に入れていただくことも可能です。クロスバイクと電動アシストについては、この限りではありませんので、必ず営業時間中に返却してください。

5. 事故

お客様が貸出期間中に事故に遭われた場合は、警察に連絡する等法令で定められた処置をお取りいただくとともに、利用申込をしたサイクルステーションに事故発生の日時、場所、原因、状況等をご連絡ください。事故についての示談が必要な場合には、お客様自らの責任において行っていただきます。当局では、事故についての一切の責任を負いません。

6. 自転車の故障、損傷

貸出期間中に自転車の故障又は損傷があった場合は、速やかに利用申込をしたサイクルステーションにご連絡ください。当局の事前の了解なくお客様自身で自転車を修理された場合、修理代金は負担できません。

お客様に起因する自転車の故障、損傷については、原則としてその修理に要した費用を実費で申し受けます。ただし、パンクの場合の修理費用は、当局が負担します。

なお、自転車の故障によってお客様や第三者に損害が発生したとしても、当局に起因する場合を除いて、当局は一切の責任を負いません。

7. 自転車の盗難、紛失

貸出期間中に自転車の盗難、又は紛失した場合は速やかに利用申込をしたサイクルステーションにご連絡ください。無施錠のまま放置した等お客様に起因する事情による場合は、貸出した自転車と同等程度の自転車の購入に要した費用を実費で申し受けます。なお、実費受領後に自転車の返還があった場合でも返金は行いません。

8. 鍵やヘルメットの紛失、破損

自転車の鍵やヘルメットを紛失、破損された場合は、交換料として2,000円をいただきます。

また、ダイヤル式ロックを紛失の場合、交換料として500円をいただきます。

9. 禁止行為

レンタサイクルのご利用にあたっては、次の行為を行わないでください。

- ・ 飲酒、無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- ・ 危険箇所、不適切な場所での利用
- ・ 歩行者や自転車の通行障害となるような場での駐輪
- ・ 自転車及び備品の改造など現状の変更
- ・ パンクなど自転車の異常を認めた場合に、運転を継続する行為
- ・ 申込者以外の第三者に使用されること

10. 貸出しの拒絶

当局では、次の各号のいずれかに該当する場合は、自転車の貸出しを拒絶できるものとします。

- ・ 申込者が前項に掲げた禁止行為を遵守できないと認められるとき
- ・ 申込者が暴力団関係団体、関係者その他反社会勢力に属していると認められるとき
- ・ 貸出期間が暴風雨等の悪天候時、若しくはそれらが予測されたとき

- ・ その他当局が適当でないと認めたとき

11. ヘルメットの着用

令和5年4月1日から、自転車の乗車用ヘルメットの着用努力義務が課せられています。積極的な着用をお願いいたします。